○浜松市都市経営諮問会議条例

平成29年3月24日 浜松市条例第32号

(設置)

第1条 市は、地域経営の視点に立ち、人口急減・超高齢社会における新たな行政課題に 即応するとともに、持続可能な協働型都市経営の推進に資するため、地方自治法(昭和 22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市都市経営諮問会議 (以下「諮問会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 諮問会議は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 持続可能な地域社会の形成及び行政体制の在り方に関する事項
 - (2) 行財政制度及び行財政運営の改革に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、持続可能な協働型都市経営に関する事項
- 2 諮問会議は、前項に規定する事項に関して、市長に意見を述べ、又は市長の諮問に答申する。

(意見等の尊重)

第3条 市長は、前条第2項の意見又は答申を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第4条 諮問会議は、委員7人以内で組織する。

(委員)

- 第5条 委員は、都市経営に関する知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、委嘱された日から平成31年3月31日までとする。
- 3 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

- 第6条 諮問会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、諮問会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、 その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 諮問会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 諮問会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査、協力等)

- 第8条 諮問会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市の機関 及び外郭団体等の運営状況を調査することができる。
- 2 諮問会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市の機関に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 諮問会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、市の機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、諮問会議の運営について必要な事項は、会長が諮問会議に諮って定める。

附則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。